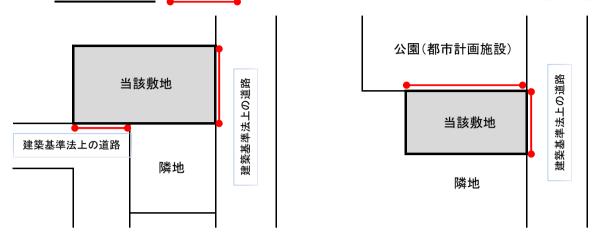
〇那覇市建築基準法の施行に関する規則

平成20年3月28日

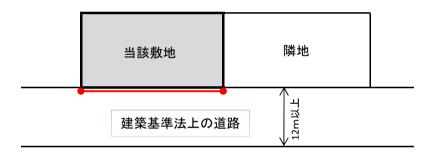
(角地等の指定)

第11条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当する敷地とする。

(1) 敷地の周囲の長さの3分の1以上が道路、公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地



(2) <u>敷地の周囲の長さの6分の1以上が幅員(道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合はこれらのものの反対側までを含む。)12メートル以上の道路に接する敷地</u>



(3) 敷地の周囲の長さの6分の1以上が2以上の道路(それぞれの道路の幅員の合計が12メートル以上で、そのなす角度が互いに120度以下のものに限る。)に接し、その接する長さがそれぞれ4メートル以上である敷地

